

市民課天井耐震化工事
発注仕様書

平成 29 年 6 月 8 日



目次

1. 総則	1
1.1. 発注仕様書の定義.....	1
1.2. 用語の定義.....	1
1.3. 対象施設の工事概要.....	2
1.4. 本工事の業務範囲.....	2
1.5. 業務における留意事項.....	2
1.6. 業務従事者の要件.....	3
1.7. 第三者の使用.....	3
1.8. 遵守すべき法規制等.....	3
1.9. 工期及び工事スケジュール.....	3
1.10. 著作権等.....	4
1.11. その他.....	4
2. 業務要求水準	6
2.1. 対象施設の事前調査業務.....	6
2.2. 設計業務.....	6
2.3. 建設業務.....	10

【別紙】

- 別紙1 対象施設位置図
- 別紙2 対象施設概要（証明器具の仕様）
- 別紙3 対象施設の工事期間中の運営範囲及び工事対象範囲
- 別紙4 市が別途実施する工事
- 別紙5 西宮市消防局との事前相談結果
- 別紙6 提出書類確認表
- 別紙7 業務要求水準との整合性確認結果報告書
- 別紙8 工事履行状況自己確認計画書
- 別紙9 工事履行状況自己確認結果報告書

1. 総則

1.1. 発注仕様書の定義

「市民課天井耐震化工事 発注仕様書」（以下「本書」という。）は、西宮市（以下「本市」という。）が、市民課天井耐震化工事（以下「本工事」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、本工事の業務遂行について、工事概要や市が事業者に要求する業務水準を示すもので、「入札説明書」と一体のものである。

1.2. 用語の定義

(1) 耐震化天井工事

平成 25 年国土交通省告示第 771 号「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」第 3 に規定される「特定天井の構造方法」に適合させる工事をいう。

(2) 附帯工事

対象施設の工事対象範囲における、天井面の工事に伴い必要となる工事及び市が求める工事をいう。

1.3. 対象施設の工事概要

対象施設の工事概要は次のとおり。

西宮市庁舎	
工事対象部分	市民課吹抜部
工事概要	耐震化天井工事
	附帯工事： ①LED 照明器具への更新 ②スプリンクラーのヘッド更新 ③放送設備スピーカー等出力機器の更新
所在地	西宮市六湛寺町 10 番 3 号
構造・規模	鉄筋コンクリート造 8 階建て
竣工年月	昭和 47 年 3 月
改修履歴	平成 25 年（レイアウト変更に伴う内装改修）
市民課部フロア面積	1,935 m ²
吹抜部天井高	6.7m

1.4. 本工事の業務範囲

本工事は、事業者が本書に示された要求水準事項に沿って、次に示す業務を行う。

- (1) 対象施設の事前調査業務
- (2) 設計業務
- (3) 建設業務
 - ① 耐震化天井工事業務
 - ② 附帯工事業務
- (4) その他工事実施に必要な関係業務

1.5. 業務における留意事項

本事業の遂行にあたっては、次の事項に留意する。なお、各業務における留意事項については、別途記載する。

- (1) 適正な工事計画
 - ・本工事の目的、市の意図を十分に考慮し工事計画を作成する。
 - ・工事計画においては、工事を確実に遂行できるスケジュールを組む。なお、市は対象施設の工事期間を 1.9. のとおり設定しているが、できる限りその期間を短縮することが望ましい。
 - ・工事実施にあたっては、工事計画を確実に遂行できる体制を構築する。
- (2) リスクへの適切な対応
 - ・工事請負契約書に定める内容に従い、予想されるリスクへの対応策については、あらかじめ十分な検討を行い、事業期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じる。

1.10. 著作権等

(1) 成果物等の公表等

事業者は、市の承諾を得ずに、技術提案及び設計図書等の成果物を第三者に譲渡、貸与、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(2) 著作権の譲渡

事業者は、本工事における成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に市に無償で譲渡すること。

(3) 著作権の侵害の防止

事業者は、作成した成果物が第三者の有する著作権を侵害するものではないことを保証すること。

(4) 特許権等の使用

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工法等を使用する時は、特許権等を損なってはならず、又その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

1.11. その他

(1) 監督員の配置

市は、工事請負契約書に基づき、監督員として、総括監督員及び主任監督員を置く。

(2) 一般利用者及び施設関係者の安全確保

本工事は対象施設を運営しながらの工事となる。そのため、工事実施にあたっては、日常的に監督員と十分な協議を行い、別紙3に示す運営範囲、並びに対象施設周辺における一般利用者及び施設関係者の安全確保に努めなければならない。

(3) 対象施設に関する図面の取扱い

市は、事業者が業務を行うにあたり、市が事前に貸与した対象施設に関する図面（以下「既存図面」という。）の活用を妨げない。

ただし、事業者は、その使用にあたっては、事前に内容を十分確認するとともに、使用に関する一切の責任を負うものとする。市は、既存図面のうち、建物図面（配置図、平面図、構造図、断面図）に重大な誤りがあることが判明した場合を除き、その使用に関して一切の責任を負わない。

(4) 工事着工前の確認事項

事業者は、本工事に着手する前に、設計図書及び工事費内訳書等、本工事に関わる書類を市に提出し、市の確認を受けること。なお、市の確認を受けずに工事に着手することは出来ない。市は事業者より提出のあった日より起算して14日以内に、確認結果を事業者に通知するものとする。

(5) 市が別途実施する工事との調整

市は平成30年度以降、別紙4に示す工事を対象施設において実施することを予定している。事業者は、市が主催する当該工事に関する協議等に出席するとともに、当該工事との連携を図ること。なお、協議回数、出席者等は別途協議により決定する。

(6) 工事履行状況の確認

事業者は、設計及び建設業務の実施にあたって、本書で定められた規定や業務水準等及び技術提案の内容（建設業務にあつては、実施設計を加えた内容。）を満たしているかを自ら検証すること。

a) 本書の規定及び業務水準等に対する確認方法

本書で定められた規定や業務水準等に関する確認は、別紙 7「業務要求水準との整合性確認結果報告書」を活用すること。

b) 技術提案の内容に対する確認方法

技術提案の内容を満たしているかの確認は、「工事履行状況自己確認計画書」で行うこと。「工事履行状況自己確認計画書」の作成は、事業者が設計及び建設業務の実施前に行い、形式は別紙 8「工事履行状況自己確認計画書」に倣うものとする。

また、事業者は、「工事履行状況自己確認計画書」の確認結果を「工事履行状況自己確認結果報告書」として整理し、市へ適宜提出・報告すること。「工事履行状況自己確認結果報告書」の形式は別紙 9「工事履行状況自己確認結果報告書」に倣うものとする。

c) 工事履行状況に対する是正

事業者は、自ら確認した「工事履行状況自己確認結果報告書」に基づき、是正すべき事項が確認された場合は、迅速かつ確実にその是正を行うこと。

また、市は「業務要求水準との整合性確認結果報告書」及び「工事履行状況自己確認結果報告書」等に基づき、事業者が実施した業務内容が、本書で定められた規定や業務要求水準等、及び技術提案の内容を満たしているか確認する。その結果、是正すべき事項が確認された場合は、事業者は市の指示に従い、迅速かつ確実にその是正を行うこと。

2. 業務要求水準

2.1. 対象施設の事前調査業務

(1) 基本事項

①業務範囲

事業者は、本書、事業者提案等に基づき、設計業務のための事前調査を行う。事前調査業務には、次のものを含むものとする。

- ・設計のための事前調査業務
- ・その他、附随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

②業務期間

工事全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。

③事前調査業務計画書

事業者は、事前調査業務着手前に事前調査業務計画書を作成し、市に提出して承認を得るものとする。

(2) 事前調査業務の業務要求水準

- a) 現状の音響・照明設備性能の確実な維持を前提にしつつ、設備等の設置状況の確認、耐震化天井工事及び附帯工事のための設計及び工法等検討に必要な調査を行うこと。

2.2. 設計業務

(1) 基本事項

①業務範囲

事業者は、本書、事業者提案等に基づき、本工事を実施するために必要な設計を行う。設計業務には、次のものを含むものとする。

- ・実施設計業務（設計図書の作成等）
- ・市の別途発注する工事との調整業務（市の別途実施する工事は別紙4参照）
- ・その他、附随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

②業務期間

工事全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。

③設計体制及び管理技術者の配置

事業者は、設計業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、設計業務着手前に市に提出して承認を得るものとする。

1. 管理技術者（設計）

- ・事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得るものとする。
 - ・管理技術者は、設計において、耐震化天井工事の設計趣旨・内容を総括的に反映できる一級建築士とする。
 - ・管理技術者は、市の承諾を得て「2. 設計担当者」を兼ねることができる。なお、設計業務の履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不相当と市がみな
-

した場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

2. 設計担当者

- ・事業者は、耐震化天井工事の設計趣旨・内容を理解し反映できる設計担当者を選定しなければならない。なお、設計業務の履行期間中において、設計担当者が業務を担当するにあたり、著しく不相当であると市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

3. 設計者の実務経験

- ・管理技術者又は設計担当者のいずれかの者は、耐震化天井工事の設計実務経験を有していること。

④設計業務計画書

事業者は、設計業務着手時に業務工程表を含む設計業務計画書を作成し、市に提出して承認を得るものとする。

⑤設計内容の協議

事業者は、設計の検討内容について、市と協議しながら行うものとする。協議の方法、頻度など業務の詳細については事業者の提案によるものとする。市との打合せ内容について都度議事録等を事業者が作成し、相互に確認する。

また、事業者は、市が別途実施する工事について、市の要望に応じ、協議へ出席するとともに、市の別途実施する工事との連携を図ること。

⑥設計変更

市は、必要があると認めた場合、事業者に対し、設計の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等については工事請負契約書で定める。

⑦業務の報告及び書類・図書の提出

事業者は、設計計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承認を得るものとする。なお、設計図書に関する著作権は市に帰属する。

提出書類の確認には、別紙6「提出書類確認表」を活用し、業務要求水準との整合性確認結果は、別紙7「業務要求水準との整合性確認結果報告書」を用い、工事着手前と工事完了後に分け、市に提出し、承認を得るものとする。

提出時期	提出書類	部数	サイズ等	備考
着手時	業務工程表	1	A3	-
	管理技術者等届	1	A4	経歴書等を含む
	設計担当者届	1	A4	経歴書等を含む
	協力企業がある場合は、その企業概要と担当技術者名簿及び市が必要に応じて指示するもの	1	A4	-
	提出書類確認表	2	-	別紙による
	業務要求水準との整合性確認結果報告書	2	-	別紙による
完了時	業務完了届	1	A4	対象施設ごと
	成果物納入届	1	A4	
	打合せ議事録	1	A4	
	実施設計図書	2	1部は対象施設に納品	
	設計業務成果品	1	次表による	
	施工内訳書	1	-	
	提出書類確認表	2	-	別紙による
	業務要求水準との整合性確認結果報告書	2	-	別紙による

設計業務成果品一覧表

設計成果品等	部数	サイズ等	提出形式
■実施設計図書 CAD データ (DXF 形式)	2	-	CD-R 又は DVD-R
A.実施設計図書	2	-	A4 製本
◆実施設計説明書	↓	任意	↓
◆仕様書	↓	A3	↓
◇仕上表	↓	A3	↓
◆付近見取図	↓	A3	↓
◆配置図	↓	A3	↓
◆仮設計画図	↓	A3	↓
◆平面図	↓	A3	↓
◆断面図	↓	A3	↓
◆矩計図	↓	A3	↓
◆展開図	↓	A3	↓
◆天井伏図	↓	A3	↓
◆詳細図	↓	A3	↓
B.耐震化天井工事に係る実施設計図書	2	-	A4 製本
◇仕様書 (複数施設を兼ねることも可とする)	↓	A3	↓
◇耐震化天井工事に係る構造計算書	↓	A3	↓
◇その他、安全性検討資料一式	↓	任意	↓
C.電気実施設計図書	2	-	A4 製本
◇仕様書 (複数施設を兼ねることも可とする)	↓	A3	↓
◇電気設備設計図	↓	A3	↓
◇電灯コンセント設備系統図	↓	A3	↓
◇動力設備系統図	↓	A3	↓
◇弱電設備系統図	↓	A3	↓
◇感知器等設備系統図	↓	A3	↓

D.積算関係資料			
■積算関係図書一式	2	-	A4 製本
◆数量積算計算書	↓	任意	↓
◆内訳明細書 (エクセル形式)	↓	↓	↓
◆見積書	↓	↓	↓

凡例：◇は該当する場合のみ／■◆は全施設に対し個別に作成すること

(2) 設計業務の業務要求水準

①基本事項

- a) 市の要求する工事完了時期に合わせ、確実に業務範囲の工事が完了する、妥当性の高い設計計画・設計体制とすること。
- b) 性能、工期、安全等を確保するように、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制に配慮すること。
- c) 二酸化炭素排出量の削減に貢献するよう配慮すること。
- d) リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に貢献すること。
- e) 平成 25 年国土交通省告示第 771 号並びに関連法令に従い、吊り天井、照明器具、関連する構造体、その他設置物について、耐震化天井工事を実施すること。
- f) 耐震化天井工事の工法の選定にあたっては、文部科学省発出「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（以下「手引き」という。）並びに国土交通省監修「天井の耐震改修事例集」（以下「事例集」という。）に記載された工法（ただし、事例集に記載の「カテゴリ D. 軽量柔軟な天井を新設」を除く。）と同等またはそれ以上の工法を選定すること。

②工事対象範囲の美観について

- a) 工事対象範囲の美観に極力配慮すること。
- b) 本工事によって、対象施設の美観を著しく低下させることが明らかな場合は、美観の向上を図るための対策を実施すること。

③その他

- a) 設計にあたっては、対象施設の設備機器、配管等への影響が極力少なくなるよう配慮すること。

2.3. 建設業務

(1) 基本事項

①業務範囲

事業者は、本書、事業者提案等に基づき、設計業務において作成した設計図記載の工事を行う。建設業務には、次のものを含むものとする。

- ・工事対象範囲の耐震化天井工事業務
- ・市の別途発注する工事との調整業務（市の別途発注する工事は別紙参照）
- ・その他、附随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

②業務期間

工事全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。

③施工体制及び現場代理人・主任技術者等の配置

事業者は、建設業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、建設業務着手前に市に提出し、承認を得るものとする。

1. 主任技術者及び監理技術者の配置

- ・事業者は、建設業法の規定を遵守し、同法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同第 2 項に規定する監理技術者を専任で適切に配置する。

2. 現場代理人の配置

- ・事業者は工事請負契約書に基づき、現場代理人を配置すること。
- ・現場代理人は専任とし、主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。
- ・事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感のある現場代理人を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得るものとする。
- ・建設業務の履行期間中において、その者が現場代理人として著しく不相当と市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

3. 監修者の配置

- ・事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感あるものを監修者として選定し、その者の経歴及び資格を市に提出し、承諾を得るものとする。

④業務の報告及び書類・図書の提出

事業者は、施工計画書に基づき、定期的に市に対して建設業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承認を得るものとする。

提出書類の確認には、別紙 6「提出書類確認表」を活用し、業務要求水準との整合性確認結果は、別紙 7「業務要求水準との整合性確認結果報告書」を用い、工事着手前と工事完了後に分け、市に提出し、承認を得るものとする。

建設業務成果品一覧表

提出時期	提出書類	部数	サイズ等	備考
着手時	着工届	1	A4	-
	現場代理人等（監理技術者、主任技術者、現場代理人、監修者）届	1	A4	
	経歴書（監理技術者、主任技術者、現場代理人、監修者）	1	A4	
	労災保険加入法に基づく労働災害保険の成立を証明する書類	1	A4	-
	使用材料製造者通知書	1	A4	-
	施工計画書	1	A4	仮設計画を含む
	予定工程表	1	A3	-
	施工体系図	1	A4	
	CORINS 受領書	1	A4	-
	工事請負契約に係る産業廃棄物処理票	1	A4	-
	建設業退職金共済組合掛金収納書等	1	A4	-
	工事保険証書の写し	1	A4	-
	防災マニュアル	1	A4	
	提出書類確認表	2	-	別紙による
	業務要求水準との整合性確認結果報告書	2	-	別紙による
施工中	納入仕様書	1	A4	-
	実施工程表	1	A3	
	施工図	1	A3	
	施工体制台帳	1	A4	
	関係官庁届出書	2	A4	
	機器搬入計画書	1	A4	
	協議記録	1	A4	
施工後	工事日報	1	A4	-
	打合せ議事録	1	A4	
	工事写真（写真帳）	1	A4	対象施設ごと（CD-R 又は DVD-R も含む）
	建設物副産物処理報告書	1	A4	-
完了時	工事完了届	1	A4	-
	完成図	2	-	図面データ（DXF,PDF,TIF形式）
		2	A3 二つ折製本	1部は対象施設に納品
	機器完成図	1	A4	対象施設ごと
	機器性能試験報告書	1	A4	
	機器取扱説明書	2	A4	
	機器納入者連絡先表	2	A4	
	試運転調整記録	1	A4	
	完成確認報告書	1	A4	
	保証書	1	A4	
	付属工具リスト	2	A4	
	関係官庁届出書類	1	A4	
	提出書類確認表	2	-	
	業務要求水準との整合性確認結果報告書	2	-	別紙による
	電子納品	2	-	対象施設ごと CD-R 又は DVD-R

(2) 建設業務の要求水準

①基本事項

- a) 工事計画は提案に委ねるものとするが、別紙 3 に示す工事対象範囲の市民課業務を停止することなく、また足場等による影響を最小限に留める工事計画とすること。
- b) 市の要求する工事完了時期に合わせ、確実に耐震化天井工事が完了する、妥当性の高い施工計画・施工体制とすること。
- c) 施工期間中における対象施設及び周辺環境の安全確保を行うこと。
- d) 施工に伴う対象施設の運営への影響及び対象施設周辺地域への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）を極力少なくするように配慮すること。
- e) 不特定多数の人々が利用する施設であることを踏まえ、確実な耐震性に配慮した施工を行うこと。
- f) 施設性能、工期、安全等を確保するように、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制に配慮すること。
- g) 施工段階においても、環境負荷の低減に貢献するよう、廃棄物の削減等に配慮する。
- h) 工事にあたって必要となる各種許可申請、届出等については、事業者の責任において、当該所轄官庁へ許可申請、届出等を行うこと。
- i) 仮設、施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務については、事業者が自らの責任において行うこと。
- j) 事業者は、工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備すること。
- k) 事業者は、対象施設の運営上支障のない範囲で、工事（試運転調整を含む。）に必要な工事事業用電力、水道、ガスを無償で使用できるものとする。ただし、空調設備を除く。
- l) 事業者は、建設業務に際し、既存物の移設が必要となる場合には、市と協議し、市の指示に基づき、事業者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復等を行うこと。ただし、市が、機能回復等を不要としたものについては、この限りではない。
- m) 火災警報装置等の感知器及び消防設備は、工事中も正常な動作を担保する。やむを得ず稼働できない場合には、市及びその他関係機関と協議し、適切な代替措置を講ずること。

②建設業務の要求水準

- a) 工事計画は市民課の運営、レイアウトに極力影響のない計画とすること。
- b) 工事対象範囲の天井は、天井形状を必ずしも現状に復元する必要はないが、市役所の玄関としてふさわしい天井にすると共に、現状の天井に露出する設備と合わせ、天井形状の提案を行うこと。
- c) 設計段階から、工事完了までの期間において、市、事業者との調整を適宜行い、本書における「工期及び工事スケジュール」に定める期間の翌日までに確実に供用開始ができるよう、工程管理を行うこと。
- d) 対象施設の性能・品質が確保されるよう、必要な対策を講ずること。
- e) 事業者が配置した監修者は、耐震化工事業務で作成する全ての書類、図書が工事請負契約書等に定めるとおりであるかの審査を行い、耐震化工事が本書に規定する要求水準を満たしているか監修を行うこと。
- f) 監修者は、建設業務の完了にあたって、品質管理のためのチェックリスト（あらかじめ、市との協議によって事業者が作成する。）に基づき検査し、その結果を市に報告すること。

-
- g) 監修者は、市に対し監修の状況を報告し、市の確認を受ける。ただし、この確認は、施工の状況、水準に関して市が承認したことを意味するものではない。

③附帯工事の要求水準

- a) LED 照明器具への更新について、既設の照明器具の電圧は、254[V]のため、LED 化に際しては変圧器の設置が必要となる。改修後の机上面 (FL+800mm) 照度は 750[lx]以上を確保すること。

④現場作業日・作業時間

現場作業日、作業時間は、施設の運営に影響のない範囲で原則、次によるものとする。なお、事前に市と作業工程について十分協議を行うこと。

- a) 基本的な作業時間は、平日の夜間（午後 8 時から次の日の午前 6 時まで、ただし、朝方の通勤、通学混雑時は避け、市の指示が有る場合にはこれに従うこと。）、及び土曜日、日曜日、祝日の午前 10 時から午後 6 時までとする。また、大きな騒音・振動を伴う作業は、施設の運営に影響がない時間帯に行うこと。
- b) 市民祭りや選挙など市役所周辺で行事が開催される場合は、作業の中止や資材等の移動など市の指示に従うこと。

⑤安全性の確保

- a) 工事の実施にあたっては、施設利用者、近隣住民等に対する安全確保を最優先すること。
- b) 工事期間中は、必要に応じて警備員を配置するなど、事業者の責任で安全性の確保に必要な措置を講じること。

⑥非常時・緊急時の対応

- a) 事故、火災等、非常時・緊急時への対応について、事業者はあらかじめ市と協議のうえ、防災マニュアルを作成する。また、事故等が発生した場合は、防災マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じること。

⑦近隣対策等

- a) 事業者は、自己の責任において、騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。

⑧工事現場の管理等

- a) 事業者は、工事用看板等に工事概要、作業体系図、緊急連絡先等を掲示すること。また、事前に市も含めた緊急連絡簿を市に届け出ること。また工事用看板等については、市営繕課 HP を参照すること。（<http://www.nishi.or.jp/contents/0001256300050000600451.html>）
- b) 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び市が必要と判断した場所については、仮囲い等により安全区画を設定すること。また、工事作業場所についても同様とする。工事用車両の運行経路の策定にあたっては、施設利用者、近隣住民等の安全に十分配慮し、事前に市との協議・調整を行うこと。
- c) 事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行うこと。

-
- d) 工事中は対象施設の運営上必要な駐輪・駐車スペースを確保できるよう配慮すること。
 - e) 事業者は、作業時に対象施設の器物等を破損しないように十分に注意すること。また、万が一、破損事故等が発生した場合は、直ちに市及び対象施設管理者に連絡し、その指示に従うものとする。

⑨工事写真

- a) 工事を行う箇所について、施工前、施工中及び施工後の工事写真を提出すること。また、完成後、外部から見えない主要な部分の工事写真も提出すること。
- b) 対象施設ごとの写真帳（A4判・両面印刷）、及びTIF形式のデータ一式（媒体はCD-R又はDVD-R）を2部提出すること。

⑩完了検査

- a) 事業者が行う完了検査については、② f)による。
- b) 事業者は、完了検査の実施については、事前に市に通知する。
- c) 市は、事業者が実施する完了検査及び試運転等に立ち会うことができる。
- d) 事業者は、市に対して完了検査及び試運転等の結果に、工事検査記録やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

⑪市の完了検査

- a) 市は、事業者による前項の工事検査及び試運転の終了後、事業者立会いの下で完了検査を実施すること。
- b) 事業者は、完了検査に必要な工事完成図書を作成し、市に提出すること。

⑫その他

- a) 施工中は、遵守すべき法規制等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策指導要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努めること。
- b) 工事の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。また、工事に伴い発生する廃棄物等（発生材）のリサイクル等、再資源化に努めるとともに、再生資源の積極的活用に努めること。
- c) 工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行うこと。
- d) 工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努めること。
- e) 近隣地域における工事用車両の通行は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避けて行い、それ以外の時間帯での通行時には十分注意し、低速で行うこと。
- f) 対象施設周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁止とすること。
- g) 気象予報又は警報等には常に注意を払い、災害の防止に努めること。
- h) 火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は火気取り扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図ること。

-
- i) 事業者は、対象施設敷地内及び付近において、喫煙を禁止すること。
 - j) 事業者は駐車場、資材置場等の位置を市に承諾を得ること。
 - k) 工事に必要な工事用足場は、屋外に設置するものは原則的に枠組足場を使用し、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」（厚生労働省発第 0424001 号 平成 21 年 4 月 24 日）の「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とすること。
 - l) 工事完了後に下記の化学物質の濃度測定を行い、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、施設の使用を再開する前に測定結果報告書（1 部）を市に提出すること。
なお、測定にあたっては文部科学省発出「学校環境衛生管理マニュアル（改訂版）」（平成 22 年 3 月）を参考にすること。

○測定対象物質	: ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
○測定場所	: 天井撤去を行った室内部